

栃木市地域包括支援センターの主な事業 について



栃木市 地域包括ケア推進課

地域包括支援センターの目的

- ・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

- ・包括的支援事業(包括支援センターが実施する主たる業務のこと)等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

(介護保険法第115条の46第1項)



高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点
(2006年介護保険制度改正により設置)

地域包括支援センターの設置体制

〈栃木市〉

○日常生活圏域：14圏域

○センター数：本センター7、サブセンター4

★栃木中央地域包括支援センターを基幹型センターとして位置づけ、全体調整、取りまとめ、各センターの後方支援を担当

○運営：直営方式

地域包括支援センターの事業内容

【1】地域支援事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

介護保険制度

介護給付(要介護1～5)	
予防給付(要支援1～2)	
介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○一般介護予防事業	地域支援事業
包括的支援事業 (ア)地域包括支援センターの運営 (イ)社会保障充実分	
任意事業	

① 地域支援事業

包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センターの運営【必須】

- 総合相談支援業務[法第115条の45第2項第1号]
- 権利擁護業務[法第115条の45第2項第2号]
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務[法第115条の45第2項第3号]
※効果的な実施のために地域ケア会議を設置、支援体制の検討[法第115条の48第1項、第1項]
- 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)
[法第115条の45第1項第1号二]

(イ) 社会保障充実分

- 在宅医療・介護連携推進事業[法第115条の45第2項第4号]
- 生活支援体制整備事業[法第115条の45第2項第5号]
- 認知症総合支援事業[法第115条の45第2項第6号]
- 地域ケア会議推進事業[法第115条の48第1項、第2項]

介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業[法第115条の45第1項第1号]

- 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)[法第115条の45第1項第1号二]【必須】

(イ) 一般介護予防事業[法第115条の45第1項第2号]

任意事業[法第115条の45第3項]

② 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築[法第115条の46第7項]【必須】

③ 指定介護予防支援[法第115条の22]: 予防給付(要支援1～2)【必須】

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) (主たる事業)

- ①総合相談支援事業
- ②介護予防ケアマネジメント事業
- ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

※第1号被保険者:65歳以上

※第2号被保険者:40～65歳未満の医療保険加入者

①総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。（法115条の45第2項第1号）

業務の内容は、**初期段階での相談対応、継続的・専門的な相談支援、実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握**を行うものである。

R6年度実績

〈総合相談件数〉(年間延)

	市全体	国府
総数	12,558	1,519
面接	3,068	425
電話	7,093	747
家庭訪問	2,375	347
メール	22	0

②介護予防ケアマネジメント事業 (第1号介護予防支援事業)

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う業務である。(法第115条の45第1項第1号二)

R6年度実績

〈介護予防ケアマネジメント計画作成件数〉(年間延)

	市全体	国府包括
受任	737	58
委託	4,914	606

※指定介護予防支援(法第115条の22) R6年度実績
〈介護予防サービス計画作成件数〉(年間延)

	市全体	国府包括
受任	705	63
委託	9,835	904

③権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。（法115条の45第2項第2号）

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

R6年度実績

〈権利擁護関連支援の内容〉(年間実)

	市全体	国府
高齢者虐待	80	9
成年後見制度関係	81	7
消費者被害	8	0
認知症	606	92
安否確認・緊急対応	174	11
孤独死	8	0
家族介護離職者防止	5	0

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、**個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである。**
(法第115条の45第2項第3号)

R6年度実績

〈包括的・継続的ケアマネジメント事業の内容〉 (国府包括 年間回数)

民生委員や関係機関との連携	412
民生委員や関係機関との会議	45
ケアマネ事例検討会	1
ケアマネ研修交流会(市全体)	1
ケース検討個別ケア会議	2
日常生活圏域個別ケア会議	4
自立支援検討会議	5

包括的支援業(社会保障充実分) (連携して取り組む事業)

- ①在宅医療・介護連携推進事業
- ②生活支援体制整備事業(生活支援の充実・強化)
- ③認知症総合支援事業(認知症施策)
- ④地域ケア会議推進事業
- ⑤一般介護予防事業



①在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が望む在宅での生活を支える在宅医療及び介護サービスが切れ目なく提供できる体制を整備するため、栃木市の特徴や地域資源を活用し、**医師会、歯科医師会、薬剤師会、関係団体と連携しながら在宅医療・介護連携を推進し、栃木市地域包括ケアシステムの構築を目指す。**

★在宅医療の推進体制

TMCとの連携（在宅患者の急変時の診療機能・バックアップ病床）

★高齢者を包括的に支える体制整備

在宅医療推進会議、多職種連携研修会

★在宅医療・介護の相談体制整備

在宅医療・介護資源の把握（リスト・マップ）

在宅医療介護連携支援センター（あじさいセンター）の設置

★在宅医療推進の多職種連携のルール整備

★在宅医療市民啓発

②生活支援体制整備事業

高齢者の方々が地域で生き生きと暮らせるよう、ボランティア、自治会、民生委員、介護事業所などの生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加の推進を図り、支え合いの地域づくりを推進する。

★生活支援コーディネーター

各地域に生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援サービスの把握や不足する地域資源の開発、高齢者とサービスのマッチングを行うとともに、関係者間の情報共有、サービス実施団体間の連携体制を構築する。

★協議体

地域の関係者や生活支援サービスの実施団体等による定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び相互の連携・協働による一体的なサービス提供体制を構築する。

③認知症総合支援事業

★認知症初期集中支援事業

認知症の人や疑いがある人及びその家族の初期支援を行う認知症初期 集中支援チームとして、保健師・看護師・認知症サポート医を配置し、支援対象者の状態に合わせた医療・介護サービスの適切な利用に向け、包括的・集中的に支援。(専門員: 栃木中央地域包括支援センターに配置)

○認知症相談 ○もの忘れ相談 等

★認知症地域支援推進員事業

認知症における医療・介護等の支援ネットワーク構築、認知症対応力向上支援、相談支援・支援体制構築等を推進するため、各地域包括支援センターに配置(包括職員(1名程度)が推進員を兼務)

- 認知症サポーター養成講座・スキルアップ教室
- キャラバンメイトとの連携推進
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症カフェ 等

④地域ケア会議推進事業

日常生活圏域個別ケア会議	圏域単位の地域づくり・資源開発・地域課題の抽出
ケース検討個別ケア会議	困難事例など、その人に合った支援の方法及び地域課題を検討する
自立支援検討会議	高齢者の自立支援及びQOLの向上のため多職種協働により支援の方法を検討する
生活援助ケア会議	一定の条件に該当したケアプランについて、多職種協働により支援の方法を検討する

⑤一般介護予防事業

65歳以上のすべての人(要支援・要介護者を除く)を対象とした、生活機能の維持または向上を図るための事業を実施。

★介護予防普及啓発事業

- 認知症予防教室
- 単発型教室
- 複合型教室(運動・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防)
- 高齢者フレイル啓発事業
- 出前講座 ○その他

★地域介護予防活動支援事業

- 単発型教室
- 複合型教室(運動・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防)
- 地区組織活動支援 ○自主グループ活動支援
- ますます元気サポーター養成 ○あったかとちぎ体操の普及

高齢者フレイル啓発事業 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)

高齢者に対する国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業の一体的実施として、住民主体の通いの場を活用した高齢者の健康づくり事業を実施。(栃木県後期高齢者医療広域連合より委託事業)

○実施した団体数 国府(大宮):6団体(R6)

○内容 健康教育の実施3回(運動・栄養改善・口腔機能向上・フレイル予防)、高齢者質問票によるフレイル状態把握

ますます元気サポーター養成

地域で高齢者の介護予防や健康づくりを推進する介護予防ボランティアを育成し、活動を支援。

○ますます元気サポーター数 市全体:175名 国府:22名

○国府包括による活動支援 13回(R6)

あったかとしぎ体操活動の普及

栃木市が制作した高齢者向け筋力体操「あったかとしぎ体操」の普及啓発と実施団体への活動を支援。

○実施団体数 市全体:105団体 国府:5団体

○国府包括による活動支援 13回(R6)

地域包括支援センターの業務

総合相談・支援事業

住民の各種相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援を実施

虐待防止・早期発見、権利擁護

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・介護支援専門員への日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言
- ・地域での介護支援専門員のネットワークの構築

介護予防 ケアマネジメント事業

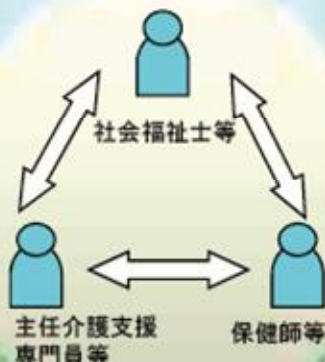
- ・要支援者等に対するケアマネジメント(ケアプラン作成など)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、区市町村又は地域包括支援センターにおいて、サービスの提供内容を判断

多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス	ボランティア
保健サービス	成年後見制度
地域権利擁護	民生児童委員
医療サービス	虐待防止
介護相談員	

チームアプローチ



地域支援事業の充実・強化

在宅医療・介護連携

地区医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築

認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進

地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

生活支援コーディネーター

高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実

介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援

地域包括ケアシステムにおける 地域包括支援センターの位置づけ

地域包括ケアシステムを構築するには

地域包括ケアシステムは、「自助・互助・共助・公助」それぞれの関係者の参加によって形成されるものです。

地域包括支援センターとその設置主体である市町村には、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助・互助・共助・公助の関係者とのネットワーク構築、及び資源やサービス等の開発により、包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められています。

